



幕末・維新时期における樺太の記録と調査 : 『大日本古文書 幕末外国関係文書』を中心に

澤井, 真帆

(Citation)

日本文化論年報, 28:1*-37*

(Issue Date)

2025-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100495750>



幕末・維新期における樺太の記録と調査

—『大日本古文書 幕末外国関係文書』を中心に—

澤 井 真 帆

序章

第1節 本稿の課題

幕末・維新期は日本とロシアの間で樺太をめぐる領有が争われ、それは現在まで続く北方領土問題とも深く関係している。この時期の樺太に関する日露間の条約として、安政元年（1854）の日露和親条約、慶応3年（1867）の樺太島仮規則、1875年（明治8）の樺太千島交換条約の3つがあげられる。日露和親条約で樺太に国境を定めないと締結されて以降、雑居地として認識されるようになった樺太は、樺太島仮規則によって雑居地であることを再確認する。その後、条約・仮規則の解釈や認識の相違から軍事的緊張が生まれ、樺太千島交換条約で北海道本島と樺太の間の宗谷海峡に国境線が引かれることとなった。

秋月俊幸氏は日露関係の視点から樺太を研究し、日本側全権である露西亜応接掛とロシア使節との交渉や、樺太の箱館奉行支配向役人の対応に焦点を置き、樺太で雑居が起きてから日本がロシアに樺太を譲渡するまでの経緯などを明らかにしている¹。その中で、日露和親条約の樺太にまつわる条文には、日本とロシアの間で条約の解釈違いがあったという重要な指摘をしている²。

この時期の樺太をめぐる先行研究は日本の一次史料に限らずロシア側の文

1 秋月俊幸『日露関係とサハリン島—幕末明治初年の領土問題—』（筑摩書房、1994年）

2 「カラフト島に至りては、日本国と魯西亞国との間におゐて界を分たす、是迄往来之通たるへし」という条文に対して、日本文では「是迄之通」は「界を分たす」から独立した文となっており、双方進出しないことを意味している。対してロシア文では、「これまでありし如く樺太は分界せず」となっており、重点は「分界せず」

献を用いながら論証しており、幕末・維新期の樺太の実態や樺太観をあきらかにするものとして重要であるが「領土」をめぐる歴史的な交渉などそれぞれの論点から当時の樺太観に言及する方法をとっている³。個別の事象に焦点を当てて様々な文献から検討することは大切ではあるが、樺太に関して当時はどのようなことが記録・調査されたのか検討することも重要だろう。特に従来の先行研究は、領土問題をはじめそれぞれの観点に従い、後述する資料を用いてきたが、必ずしもその全体像を把握していたわけではない。扱われている資料は、記録全体として、いわば「資料群」として検討されてこなかった。

よって本稿では、幕末・維新期の樺太観の一端を究明するにあたり、「資料群」から樺太を検討することを課題とする。ここでいう「資料群」とは、樺太について記述が見られる文書系資料を指す。「資料群」から樺太を検討することで、現場では何が起り、どのようなことが新たな課題として浮上したのかがあきらかとなり、当時の特に現場での樺太観の考察につながると

におかれ、国境確定のすえおきの意味合いが強かった。これによりロシア側は、日本人居住地以外であれば進出することが可能であると解釈することができた。また日本側はアイヌを日本の支配下とし、アイヌ居住地を日本領とみなしており、「双方の主張がぶつかるところで雑居が起こるのは必至」と述べている。(前掲注1より)

3 樺太をめぐる国境画定・領土問題にまつわる諸問題を日本史研究の立場から考察したものとしては、幕末期の樺太における漁場開発の過程をロシア問題の動因に注目しながら考察している麓慎一氏の研究(『幕末の樺太における領土問題と場所請負商人－クリミヤ戦後の樺太開発を中心に－』(『場所請負制とアイヌ－近世蝦夷地の構築をめざして－』北海道出版企画センター、1998年))や、幕府が直捌とした地域の漁場開発を行う差配人・松川弁之助に焦点を当てた東俊佑氏の研究(『北蝦夷地における直捌場所の展開と越後差配人の漁場開設』(『北海道開拓記念館研究紀要』第37号、2009年))、奥羽諸藩の蝦夷地警備策と樺太政策から北方地域の政策を検討している榎森進氏の研究(『「日露和親条約」調印後の幕府の北方地域政策について』(『東北学院大学論集 歴史と文化』52号、2014年))なや、条約文の「是迄仕来」という言葉に注目し、時代や状況により多様に解釈されていたことを指摘した及川将基氏の研究(『日露領土交渉のなかの「是迄仕来」一条約文の解釈と領土観一』(立教大学『史苑』第65巻、2014年))などがある。また、東氏は1264年から1867年のサハリン・樺太研究の動向を整理し、その成果を総括している(『日本前近代サハリン・樺太史研究の動向：1264-1867』(『北方人文研究』第13号、2020年))。

考える。

先行研究では、翻刻済の資料集である『大日本古文書 幕末外国関係文書』のほか、箱館奉行に関する公文書群である「箱館奉行文書」や、地方に残存している「鳥井儀資家文書」など樺太関係者の文書群などが使用されている。『大日本古文書 幕末外国関係文書』は次章でも述べるが、ペリー来航以降の幕末・維新期の日本と外国との関係文書を集め、年月日を追って掲載・刊行したものである。先行研究でも使用されており、当時の樺太やロシアを考察するにあたり必須の資料と言えるだろう。そこで、本稿では『大日本古文書 幕末外国関係文書』から樺太を考えたい。

『幕末外国関係文書』を使用し、以下の順序で作業を進めていく。

まず、『幕末外国関係文書』から「対樺太資料」を作成する。樺太は日露の雑居地でもあり、国境画定をめぐる領有が争われた地域でもある。その特徴から、樺太を他の蝦夷地と切り離して検討していく必要があると考え、この作業を行う。

次に、作成した「対樺太資料」を、年代・主要語句に注目して分析する作業である。先行研究では個別事象から資料の検討が行われていたが、本稿では「対樺太資料」から注目すべき事象を抽出し、文書を追っていく。以上の作業により、樺太現地では何に関心がもたれ、記録・調査されていたのかがあきらかになると考える。

以下の資料引用において、旧字体は新字体に直して表記した。また、下線は引用者によるもので、「(前略)」、「(中略)」、「(後略)」以外の () 内の文字は割注である。

第2節 箱館奉行の蝦夷地支配概略—『新北海道史』から—

幕末・維新期の樺太観を考察する前に、幕府が行った樺太を含む蝦夷地支配について、『新北海道史』を用いて整理する⁴。

蝦夷地行政を主に行ったのは、江戸幕府の遠国奉行の1つで、老中の下に

4 『新北海道史 第二巻 通説一』(北海道、1970年)

属していた箱館奉行である。箱館奉行は2度にわたって設置され、1度目は享和2年（1802）であった⁵。この時の蝦夷地支配の主な目的はロシアの南下への対応と蝦夷地収益化であり、アイヌへの政策は親露化を防ぐため撫育を第1とし、利益を第2として交易が行われた。文政4年（1821）に蝦夷地を松前藩に返還したことにより、その翌年箱館奉行は廃止となる。2度目は安政元年（1854）で、日米和親条約調印に伴う箱館開港により上知した箱館付近を管轄するため設置された。本節では、幕末・維新期の樺太支配に大きく関係する2度目の箱館奉行の概要を整理する。

安政元年（1854）に設置された箱館奉行の人員は、初めは竹内保徳・堀利熙の2人であったが、安政3年（1856）に村垣範正が新たに任じられ3人となる。年番で1人ずつ江戸と箱館に在勤し、1人は蝦夷地を巡回する。蝦夷地の各要地には役所が置かれ、箱館奉行支配の属吏として、組頭、組頭勤方、調役、調役並、調役下役元締、調役下役⁶、同心組頭、同心、足軽が配置される。その他、通訳や、蝦夷地および箱館付近に住んで開墾や奉行所の公務を兼務した在住、雇などがいた。蝦夷地各地に役宅を建て、そこに役人を駐在（「詰合」）させていた。『新北海道史』によると調役の任務内容は、「主要地に在勤し、各役所を統括すること」とされている。調役下役以下は各役所に在勤し、雇いの支配人や番人、通詞らを監督して蝦夷との交易や撫育、教導などに従事することと記載されている。

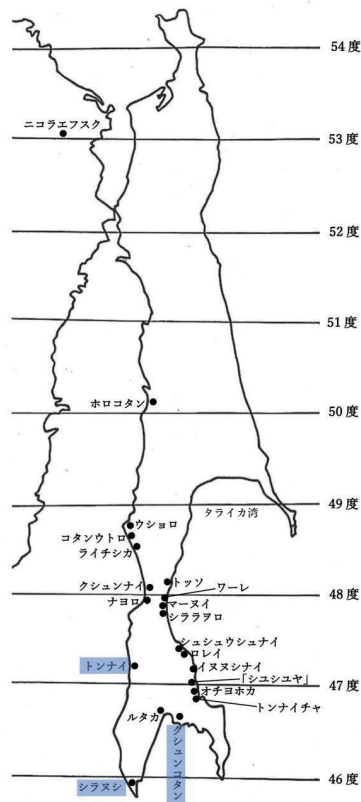
樺太に関しては、箱館奉行は安政3年（1856）に松前藩から同地を受け取り、そこから支配がはじまる。支配向役人をクシュンコタン・シラヌシ・西トンナイ（のちのトンナイ）の3か所に配置して、開拓や取締、アイヌの撫育政策などが行われた。『新北海道史』では、樺太にはどのような役人が配置されていたのかは特に言及されておらず、詰場所も安政3年（1856）時のみの記載である。樺太現地でロシア人と対話・応接をしていたのは樺太詰の箱館奉行支配向役人であり、樺太観を考察するうえで箱館奉行の樺太支配機

5 享和2年（1802）2月に東蝦夷地の永久上知が決定されたことをきっかけに新たに蝦夷地奉行が設けられ、5月に箱館奉行へと改称。その後、文化4年（1807）の松前蝦夷地全域の上知に伴い、松前奉行と改称する。（前掲注4より）

6 調役下役は安政6年（1859）4月に定役へと改称する。（前掲注4より）

構は切り離すことができないテーマである。そこで、次章では『幕末外国関係文書』の概略のほか、『幕末外国関係文書』に見られる樺太の支配機構やロシアに関する資料について述べていく。

図 1 樺太地図⁷



7 小川琢治『日本地図帖』（成象堂、1924年）、関根達人「場所図・古地図にみる1850年代の樺太（サハリン）島における先住民と国家」（『北海道・東北史研究』通巻8号、2012年）をもとに筆者作成。なお、色付の地名は安政3年（1856）時点からの話所である。

第1章 『大日本古文書 幕末外国関係文書』について

第1節 『幕末外国関係文書』とは

まず、本稿で主に扱う『幕末外国関係文書』はどのような資料なのか、その概要について触れておきたい。『幕末外国関係文書』は、東京大学史料編纂所が編集・刊行している古文書集『大日本古文書』の一部である。1907年(明治40)に東京大学史料編纂所が外務省から幕末関係文書編集を引き継ぎ、幕末外国関係文書部を新設して編纂が開始された。嘉永6年(1853)から慶応3年(1867)までの、外交関係の根本史料である幕府外国奉行書類、箱館奉行書類(北海道庁蔵)、長崎奉行書類(長崎県立図書館蔵)、江戸町奉行書類(国立国会図書館蔵)、その他公家や大名側の史料や外国側史料など、併せて約2万点が年代的・事項的に編纂されている⁸。

編修の特徴としては、収録文書はすべて翻刻されており、注意すべき事項内容の簡潔な要約や固有名詞の註記、図がつけられている。年代未詳の文書には年代推定が試みられ、日付順に並べられている。ほかにも、各冊の目次には文書名のほかに件名として簡単な内容が付されている特徴がある。また、分類として「米国」「英国」「仏国」「露国」「蘭国」「朝鮮」「清国」の国名が記載されていることから、『幕末外国関係文書』が指す「外国」は上記の7か国であり、琉球は含まない。幕末・維新期の政治や経済、社会や文化の推移をあきらかにしようとする歴史の研究にとって、『幕末外国関係文書』は必須の資料群である。

第1巻は1910年(明治43)に刊行し、嘉永6年(1853)2月から同年7月までの史料が収録されている。2024年(令和6)現在、文久4年(1864)4月までの54冊の年代記的編纂の本巻と⁹、外国の応接にあたった8名の記録、対話書が収められている附録8冊の計62冊が刊行されている¹⁰。附録でみられる8名のうち、4名はロシアに関する記録を残している¹¹。また、

8 杉村武『近代日本出版事業史』(出版ニュース社、1967年)より

9 東京大学史料編纂所から、2022年12月1日に発売。(東京大学出版会HP [<http://www.utp.or.jp/>] より)

10 附録8は、東京大学史料編纂所から2010年04月16日に刊行。(前掲注9より)

11 長崎でのロシア使節との応接(嘉永6年～安政元年)や、下田でのロシア使節と

1984 年（昭和 59）にはデータベース事業が開始された。現在 1 巻から 53 巻までをインターネットで閲覧することができる¹²。

第 2 節 『幕末外国関係文書』に見られる箱館奉行支配向役人の配置

外国との関係文書が集められた『幕末外国関係文書』であるが、蝦夷地の経営やアイヌへの撫育政策に関する文書も多く収録されており、北蝦夷地つまり樺太に関する資料も多く確認することができる。本稿の主題である樺太の記録や調査を見ていくうえで、まず樺太の支配機構を確認する必要があるだろう。『新北海道史』には、蝦夷地支配のしくみと安政 3 年（1856）時点での樺太の詰所しか記載されていなかったのもので、本節では安政 3 年（1856）以降の樺太の支配向役人の詰所と配置を見ていく。

の応接（安政元年～安政 2 年）について書かれた「露西亜応接掛川路聖謨日記」、露西亜応接掛古賀謹一郎の「西使日記」・「西続日記」、翻訳官として川路聖謨に付き添い長崎に出張した箕作阮甫の記録で、ロシア人との応接が書かれている「西征紀行」（嘉永 6 年～安政元年）のほか、外国奉行の前身とも考えられる海防掛や箱館奉行を勤めた村垣範正の「公務日記」（安政元年～明治元年）がある。「公務日記」には蝦夷地や北蝦夷地の巡見や、安政 2 年に調印した日露和親条約の見聞も見られる。

12 史料編纂所データベースより確認。（[<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>] 最終閲覧：2024 年 11 月 11 日）

表1 安政3年(1856)から安政6年(1859)までの詰所と詰合役人

詰所・年数	安政3年	安政4年	安政5年	安政6年
シラマシ	【調役並】佐藤桃太郎 【調役下役】山本源一郎 【同心】龍崎雄次郎 【足輕】倉内忠左衛門	【調役並出役】磯村勝兵衛 【調役下役】岩田三蔵 【同心】中村善四郎 【足輕】倉内忠右衛門	【調役並】佐藤桃太郎	【調役】佐藤桃太郎
クシュンコタン	【調役並出役】磯村勝兵衛 【調役下役】鹿児島立三 内藤道太郎 【同心】細田柳右衛門 小林三喜蔵 【足輕】茂庭欣七 江澤門四郎 小島文作	【調役並】佐藤桃太郎 【調役下役】鹿児島立三 清水平三郎 【同心】小林三喜蔵 【足輕】茂庭彦右衛門 石島清助 小島文作	【調役並】山本源一郎	【調役並出役】山本源一郎 【調役下役】龍崎雄次郎 【調役下役見習】龍崎鎮吉郎
トンナイ	【調役下役出役】府馬清兵衛 【同心】中村善四郎 【足輕】石島清助 菊池平七郎	【調役並出役】山本源一郎 龍崎雄次郎 【同心組頭格】細田柳右衛門 【足輕】江澤門四郎 菊池平七郎	【調役並】磯村勝兵衛	【調役並】磯村勝兵衛 【調役並出役】山内二郎太郎 【足輕】倉内忠右衛門
クシュンナイ			【調役下役】岩田三蔵 【同心】中村善四郎 【足輕】菊池平七郎	【定役】岩田三蔵 【同心】川上甚三郎 中村善四郎 【足輕】茂庭彦右衛門
ワーレ			【同心】川上甚三郎	【定役】小田井蔵太
ウショロ			【足輕】石嶋清助	

安政3年(1856)と安政4年(1857)は文書内に詰役人が列記されている。安政3年(1856)は佐藤桃太郎と磯村勝兵衛が「詰場所割合」として老中へ宛てた上申書¹³、安政4年(1857)は詰役人の増員のため、「在来人数増減共取調書」として箱館奉行に宛てた願出から引用した¹⁴。安政5年(1858)と安政6年(1859)は上記のような詰役人の列記は見られず、蝦夷地関係資料に記載されている詰所と役名、役人の名前を拾って作成した。そのため、上記の表では実際に詰めていた役人すべてを扱っているわけではないことをここで断っておきたい。

13 『幕末外国関係文書』14巻78号

14 前掲注13資料16巻201

表 2 万延元年（1860）12月時点での詰所と役人の定数

詰所・役職	調役	定役	同心	足軽	御雇医師	合計(人)
シラヌシ		1	1	2		4
クシュンコタン	1	2	2	3	1	9
トンナイ	1	2	2	2	1	8
ナヨロ・クシュンナイ兼	1	2	3	3	1	10
トンナイチャ		1	1	1		3
シララヲロ・ワーレ兼	1	2	2	2	1	8
	4	10	11	13	4	

表 3 万延元年（1860）12月時点での詰合名簿

役名	人物	役名	人物
調役 (4人)	磯村勝兵衛	足軽 (15人)	高島勇蔵
	城 六郎		高松小新吾
	山内二郎太郎		西村伝九郎
	樋野恵助		高橋秀次郎
定役 (7人)	小田井蔵太		西村藤四郎
	高田重次郎		菊池泰治
	清水平三郎		樋口彦兵衛
	平井幸一郎		西川九八郎
	蘆澤鋭次郎		中村竹蔵
	成瀬潤八郎		神馬正司
	清水浩吉郎		八尾房五郎
同心組頭格 (2人)	小林平次郎		鈴木民蔵
	小林三喜蔵		河内豊吉
同心 (13人)	岡田丈之助		蛭子作五郎
	小谷野邦之助		梶谷清七
	細野五左衛門	御雇医師 (3人)	大熊文叔
	小高要蔵		杉村練真
	石嶋金五郎		柳澤玄以
	塩見伊太郎		
	石原金弥		
	山縣熊磐蔵		
	成家藤五郎		
	足立五郎八郎		
	上野吉之助		
	東浦忠之進		
	川上甚三郎		

万延元年（1860）は、樋野恵助が場所詰役人増員について、箱館奉行へ宛てた伺書に添付されている「別紙1」から引用した¹⁵。この伺書は、詰所に対する役人の定数と人名が書かれており、定役が3人、御雇医師が1人不足しているとして、春に樺太まで出立させることを願い出ている。

序章第2節で述べたように、調役の任務内容が主要地に在勤して各役所を統括することから、調役または調役並が配置されている詰所は要地と言える。また職掌ごとの任務内容については、上記で取り上げた文書からは確認できなかったため、序章で確認した任務内容と同様のものとする。

以上のことをふまえ表1・2を参照すると、安政3年（1856）はシラスシとクシュンコタン、安政4年（1857）から安政6年（1859）はシラスシ・クシュンコタン・トンナイ、万延元年（1860）はクシュンコタン・トンナイ・ナヨロまたはクシュンナイ・シララヲロまたはワーレが要地であった。年々調役の人数が増え、また詰所も北上していることから、樺太では主要地は年々増加し、北上していることがわかる。また、主要地だけでなく、初めは3か所であった詰所も年々増えているという特徴がある。

第3節 『幕末外国関係文書』から抽出する「対ロシア資料」

先述のように、『幕末外国関係文書』に収録されている資料には分類として関係国の名前が記載されているものがあり、「米国」「英国」「仏国」「露国」「蘭国」「朝鮮」「清国」の7か国を確認することができる。本稿では、「露国」と分類されている文書を「対ロシア資料」と名付ける。

「対ロシア資料」の初出は、嘉永年6（1853）7月の「長崎奉行手附応接掛馬場五郎左衛門よりの聞書」である¹⁶。7月18日に遣日全権使節プチャーチン提督がロシア艦隊4隻を率いて長崎に入港する際の様子や、ロシアから国書を受領する際の儀式などが書かれている。

「対ロシア資料」には、上記のような条約をめぐる日露交渉に関する記録のほか、ロシア領事の書簡、箱館港湾施設や貿易についての文書、文久元年

15 前掲注13資料46巻47号

16 前掲注13資料1巻283号

(1861)に起きたボサドニック号事件(対馬事件)の文書もある¹⁷。日本国内の事件や交渉以外にも、日本側の樺太の国境に対する意見や樺太での日露の接触に関する資料も見られる。ここでは樺太での日露接触に関して、安政4年(1857)と安政5年(1858)のロシア人の渡来・滞留(定住)について触れておきたい。

安政4年(1857)6月14日、ロシア人「ロタノスケ」(ルダノフスキー)が蒸気船を率いてナヨロに現れる。ルダノフスキーは嘉永6年(1853)のクシュンコタン占拠の際の副隊長で、「今般王命ニ仍而当島へ罷越、日本国と魯西亞国と之界を定めんために渡来」した。応接は調役並の佐藤桃太郎が行った。ルダノフスキーがナヨロからクシュンナイへ移り、8月1日にクシュンナイから引き上げるまでの約2か月間、日本側へ「案内土人」や船の借用を要求したり、革や織物を送ったりなどの接触が見られる。

安政4年(1857)7月5日に調役並の佐藤桃太郎との対談した際、ルダノフスキーは来春かその翌年に再渡来する可能性があることを告げている¹⁸。そしてルダノフスキーの渡来から約1年後の安政5年(1858)6月8日、「マレガツソフ」(マルガーソフ)率いるロシア人22名がクシュンナイに現れる。暖房器具などの諸道具や動物も連れており、前年ルダノフスキーが建てた小屋を修理したり、居小屋を建て始めたりなど、定住のつもりであった。マルガーソフらがいつまでクシュンナイにいたのかは不明であるが、53巻より文久元年(1861)までいたことが確認できる。また、この時期には日本側の建物がクシュンナイにできており、ロシア側の拠点と日本側の拠点がクシュンナイに共存し、先行研究や文書内でも「雑居」と表現されることがある。

このように、「対ロシア資料」を見ることで、条約や国境交渉、国内で発生した事件以外にも、樺太でのロシア人の様子や応対などがわかる。しかし、樺太に詰めていた箱館奉行支配向役人の取締や手配などは「対ロシア資料」に含まれておらず、「対ロシア資料」のみで樺太全体を見ることは不十分で

17 ボサドニック号事件(対馬事件)とは、文久元年2月3日にロシア艦隊ボサドニック号が対馬に來航し、船体修理を口実に8月15日の約半年間不法に占拠し続けた事件。(伊藤一哉『ロシア人が見た幕末日本』(吉川弘文館、2009年)より

18 前掲注13資料16巻224号

ある。主に外交史の研究では国家間の協議で「国境」が決められていくが、樺太現地での動きを見るためにも「対ロシア資料」や蝦夷地関係資料に偏らず、資料全体から検討する必要があるだろう。そこで、次章では樺太全体の資料群として、『幕末外国関係文書』から樺太関係資料を抽出し、「対樺太資料」を作成する。

第2章 「対樺太資料」の選定方法とその特徴

『幕末外国関係文書』に収められている文書は、幕末・維新期の樺太を探るにあたり重要な資料だが、序章でも指摘したように、先行研究は資料群として検討していない。よって、本稿ではこの作業を課題とする。

「対樺太資料」の選定には、東京大学史料編纂所の近世史編纂支援データベースを使用する¹⁹。このデータベースを使用することで、『幕末外国関係文書』のうち、検索語彙が書名、件名、宛所、出典史料のいずれかに該当するものだけに絞り込むことができる。そこで、「樺太島」をさすさまざまな名称や、役人の詰所として見られる樺太の地名を検索語彙とし、これらが文書名、件名、宛所のいずれかに含まれているデータの集積を改めて「対樺太資料」とする²⁰。

第1節 「対樺太資料」選定に使用する「樺太島」を指す名称と島内の地名

現在サハリンや樺太と呼ばれているこの島は、たくさんの呼び方・表記がされていた²¹。『幕末外国関係文書』のうち、文書名、件名、宛所、出典史料、文書の本文の中で、同島の名称として使用されていたものを確認する。文書名と件名では「北蝦夷地」・「北地」・「唐太」の3つ、宛所ではそのうち「北

19 東京大学史料編纂所による作成。([<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>] 最終閲覧：2024年11月11日)。

20 先述のように、最新は54巻が発売済であるが、調査期間の関係により本稿では53巻までを対象とする。

21 東俊佑「サハリン島をさす呼称―「カラフト」の語源に関する覚書―」（『アジア史文化研究』第3号、2003年）より

蝦夷地」・「北地」の2つを確認することができた。出典史料では上記3つのほか、「柯太」・「樺太」の使用が見られ、本文中では「北蝦夷地」や「北地」以外に、「サハリン」や「からふと」などの仮名表記や漢字表記があった。また本文のうち、蘭文和訳では「薩哈連」、漢文和訳では「哈喇土」と表現されていた²²。

上記より、「樺太島」をさす名称として、「北蝦夷地」・「北地」・「樺太」・「唐太」・「柯太」・「からふと（「カラフト」を含む）」・「サハリン（「さはりん」を含む）」・「哈喇土」・「薩哈連」を使用する。データベースで該当した文書件数と、そのうち出典史料名を除いた該当件数は以下のとおりである。

表4 「樺太島」をさす名称の件数

名称	データベースでの該当	出典史料名を除いた該当
「北蝦夷地」	501件	473件
「北地」	36件	30件
「樺太」	13件	1件
「唐太」	20件	20件
「柯太」	20件	0件
「からふと」	0件	0件
「サハリン」	0件	0件
「哈喇土」	0件	0件
「薩哈連」	0件	0件

「樺太島」をさす名称として、「北蝦夷地」が最も多く使われていたことがわかる。また通説では、外国を意味する「唐」を避けるために「柯太」が用いられるようになったとされているが²³、『幕末外国関係文書』では「柯太」は文書名などには使用されず、変わらず「唐太」が使用されている。本文中から確認できた「哈喇土」と「薩哈連」は、訳語にのみ使われていたといえる。

次に、樺太の地名として、「白主（シラヌシを含む）」・「久春港坦（クシュンコタンを含む）」・「富内（トンナイを含む）」・「富内茶（トンナイチャを含む）」・「久春内（クシュンナイを含む）」・「ナヨロ（ナエヨロを含む）」・「ワー

22 前掲注13資料5巻392号

23 前掲注21

レ（ワアレー、ワアーレ、ワアレイを含む）」・「シララヲロ」・「ウショロ（ウシヨロを含む）」を使用する。これらは、第1章第2節で役人の詰所として確認できた地名である。上記の6つの名称を入力し、データベースで該当した文書件数と、そのうち出典史料名を除いた該当件数は以下のとおりである。

表5 役人の詰所として見られる地名の件数

名称	データベースでの該当	出典史料名を除いた該当
「白主」	419件	16件
「久春港坦」	12件	12件
「富内」	32件	29件
「富内茶」	4件	4件
「久春内」	55件	49件
「ナヨロ」	3件	3件
「ワーレ」	12件	12件
「シララヲロ」	0件	0件
「ウショロ」	7件	7件

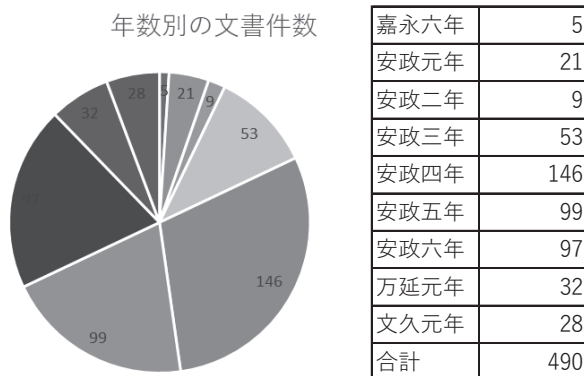
出典史料名を除いた該当で一番多くみられるのは「久春内」である。また、「白主」はデータベースでの該当数は3桁であるが、出典史料名を除いた該当は大幅に減少する。よって「白主」の地名を含む出典史料名が多いことから、樺太での文書の発給は主に「白主」で行われていたと考えられる。

以上の抽出した資料のうち重複を除く490件を、本稿では「対樺太資料」という1つの資料群として使用する。

第2節 「対樺太資料」の特徴

『幕末外国関係文書』から抽出した資料群である「対樺太資料」の特徴を考察するにあたり、年代別に整理する。文書の件数と、文書名や件名に見られる主要語句を年代別にすることで、いつ・どのようなことに注目して樺太に関する記録・調査がされていたのか、その特徴が浮かび上がると考える。収録件数は以下のとおりである。

図2 「対樺太資料」の年代別文書件数



安政4年（1857）から安政6年（1859）にかけて集中しており、特に安政4年（1857）が最も多い。

また、初出は嘉永6年（1853）9月13日の「松前伊豆守領分唐太島出稼人始末書」で、2巻122号に収録されている。これは樺太に出稼ぎに来ていた番人が宗谷勤番の中村関平と小川友三に宛てた文書で、同年に起きたロシア人のクシュンコタン占拠について²⁴、8月29日から9月6日までのクシュンコタンの様子を記録している。

次に、文書名と件名で頻出している主要語句を年代ごとに分けていく。序章より、樺太には国境画定やロシア関係、蝦夷地政策や漁業開発などのテーマが存在することを確認した。それをもとに、「露国」「露人」「露船」「越年」「見廻」「見分」「土人」「撫育」「交易」「取締」「警衛」「開拓」「国境」「境界」「経界」「漁業」の16個の主要単語を抽出した。以下の表にその結果をまとめた。

24 嘉永6年（1853）の秋、樺太における松前藩の中心地で勤番所や運上家が置かれていたクシュンコタンに、約70名のロシア兵が渡来して哨所を構えた事件。クリミア戦争開戦により春ごろ退去する

表 6 「対樺太資料」内の文書名・件名に見られる主要語句の年代別

	露人	露国	露船	越年	見廻	見分	土人	撫育
嘉永6年	0	1	2	0	0	0	0	0
安政元年	4	3	3	0	0	4	0	0
安政2年	2	0	0	0	0	0	0	0
安政3年	4	0	0	3	0	0	6	3
安政4年	31	0	5	8	2	4	21	9
安政5年	27	1	6	6	8	1	13	1
安政6年	17	10	0	3	2	1	12	0
万延元年	2	4	0	1	3	0	1	0
文久元年	1	8	0	1	0	4	0	1
合計	88	27	16	22	15	14	53	14

	交易	取締	国境	警衛	開拓	境界	経界	漁場
嘉永6年	0	0	0	1	0	1	2	0
安政元年	0	0	2	3	3	0	0	0
安政2年	0	1	0	0	0	0	0	0
安政3年	2	3	2	0	0	0	0	2
安政4年	3	2	2	1	2	1	0	2
安政5年	7	0	0	0	4	0	0	2
安政6年	6	0	5	4	1	4	4	1
万延元年	1	0	0	1	0	0	0	0
文久元年	0	0	3	3	1	0	0	1
合計	19	6	14	13	11	6	6	8

「露人」・「露国」・「露船」などロシア関係の語句を含む文書が多く、年代別の文書件数と同様に安政4年（1857）から安政6年（1859）に集中している。また、ロシア関係ではない語句も、「取締」以外は安政4年（1857）から安政6年（1859）の間に最大値が見られる。

以上のように、文書を収録件数と主要語句という点から年代別になると、安政4年（1857）から安政6年（1859）にかけて文書が集中しており、特にロシア関係のものが多いたことが分かった。この時期の出来事としては、第1章第3節で触れた安政4年（1857）・安政5年（1858）のロシア人の渡来・滞留（定住）があり、樺太の記録・調査に大きく関係していると考えられる。それは、ロシア関係以外の政策に関する語句が、安政4年（1857）から安政6年（1859）に集中していることから明らかである。

では、実際にはどのような影響を与えたのか、樺太で行われた政策の変化とその実態に注目する。年別に考察することで、樺太での政策の推移やロシア人の渡来・滞留との関係性が見えてくると考える。

第3章 「対樺太資料」から見る樺太の政策

第1節 「取締」の目的とその内容

樺太で行われた政策について、前述した頻出語彙のうち、「取締」が文書名および件名に含まれている文書に着目する。そうすることで、何を「取締」のか、どのように「取締」ろうとしたのかが見えてくると考える。「取締」という語彙が用いられてる文書は以下の通りである。

表7 文書名・件名に「取締」が含まれている文書一覧

巻数	番号	和暦	年月日	文書名	発給所	宛所	件名	出典
13	106	安政二年	十二月十八日	箱館奉行願	竹内下野守・根藤部正	老中へ	北蝦夷地取締の件	福田作太郎筆記
14	150	安政三年	七月十三日	老中達	箱館奉行へ		北蝦夷地取締方の件	福田作太郎筆記
14	151	安政三年	七月十三日	箱館奉行請書	竹内下野守・根藤部正	老中へ	北蝦夷地取締方の件	福田作太郎筆記
15	102	安政三年	十一月十二日	箱館奉行上申書	竹内下野守・根藤部正・村垣淡路守	老中へ	北蝦夷地取締の件	福田作太郎筆記／箱館奉行書類之内白主御用所留
16	212	安政四年	七月十日	北蝦夷地諸箱館奉行支配職役並井岡出役問	佐藤桃太郎・磯村勝兵衛・山本源一郎	箱館奉行へ	俄人取締向井岡接方書誤謬の件	箱館奉行書類之内白主御用所留記
17	247	安政四年	九月	北蝦夷地諸箱館奉行支配職役並井岡出役上申書	佐藤桃太郎・磯村勝兵衛・山本源一郎	箱館奉行へ	北蝦夷地取締筋の件	箱館奉行書類之内白主御用所留記

序章で触れたように、樺太を含む蝦夷地は安政2年（1855）年に松前藩から上知して箱館奉行の管轄下になり、安政3年（1856）から箱館奉行による樺太支配が本格的に行われるようになる。よって安政2年（1855）の文書は²⁵、箱館奉行の支配下以前の樺太に関する「取締」が書かれている。この時期は、コタンウトロとトツソの最寄りに陣屋及び会所を建設するという取計はあるが、いまだに下知がないという状況であった。この取計は、番兵や「夷人教育」を見込んだものである。また、箱館奉行は冬場のしのぎ方を試して「御仕法」や警衛の規則、手当などを定めるべきと述べている。ロシアについては言及

25 前掲注13資料13巻106号

しておらず、冒頭に「先ツ分界ニ不拘」と書かれ、他の蝦夷地も触れていることから、対ロシアではなく、蝦夷地経営の一環としての「取締」であるといえる。よって安政2年（1855）時点では蝦夷地経営としての「取締」が課題であり、そのためには番兵と「夷人教育」を見込んでトッソやコタンウトロ最寄りに建物を設けることや、冬場のしのぎ方を踏まえた「御仕法」や警衛の規則、手当などを定めることが挙げられている。

次に安政3年（1856）であるが、7月13日老中達の文書には、「幸に彼国戦争に而余力無之、先ツ無事ニ打過候得共、戦争和睦ニも相成候哉ニ相聞候間、右様之次第ニも候ハヽ、忽唐太蚕食之方ニ推及し可申哉」とある²⁶。この「戦争」は1853年から1856年にかけてロシアと、トルコ・イギリス・フランス・サルデーニャ連合軍との間で行われたクリミア戦争のことである。老中はクリミア戦争が終結し、ロシアが樺太を侵略することを恐れている。

11月13日の老中へ宛てた箱館奉行上申書には²⁷、「同島は勿論諸場所とも、当冬越年之模様等篤と相様し不申候而は、治定之儀難申上、尤当節漁方差配、蝦夷土人撫育として、北地越年致候もの五十人余、支配向下役以下足輕まで凡拾人程有之候間、不時ニ異艦渡来いたし候共、一通応待迄ニは差支無之候、当年彼地取計振、凡右之通ニ御座候、」と、樺太の治定には「越年」が必要であること、漁業や「蝦夷土人撫育」のために「越年」している者約50名と、下役から足輕までの役人が10名いるので、もし外国船が来ても応対可能であると認識している。そしてそれがこの年の「取締」であることがわかる。また、「支配向人数相増、御固等も夏分爲相詰、其上土地馴候もの百人在住足輕申渡、来春方御差図之通私共儀も廻浦いたし、実践之上夫々指揮仕候ハヽ、御警衛向は素より不相整候とも、御国地附属之廉は、明白之御所置ニ可相成と奉存候」と、支配役人の増員と100人の在住足輕を置き、廻浦した箱館奉行が指揮を執ることで、警衛は整わずとも「御国附属之地」の明白な処置になること、「東岸マアヌイ西岸クシユンナイ辺へ出張会所取建、撫育品相廻し、同所最寄へ漁場相開、山道切開、東西之便路相設、新ニ牛馬

26 前掲注13資料14巻150号

27 前掲注13資料15巻102号

等相移、地名杭里埃等追々奥地まで為取建、御国附属之地ニ相違無之、」と、マースイ（「マヌイ」）とクシュンナイ（「クシュンナイ」）へ会所や漁場を建てることや、便路の開拓や地名杭を奥地まで取建てることなどをあげ、「御国附属之地」としての強化を図ろうとしている。

安政4年（1857）は、6月にロシア人ルダノフスキーがナヨロに渡来し、8月末までクシュンナイに滞留した年である。表7の安政4年（1857）の文書はロシア人がクシュンナイを引き払った後の9月に、樺太にいる調役らが箱館奉行へ宛てたものである²⁸。本文冒頭に「クシュンナイ滞留之魯人退去之次第、并跡々御締筋之儀」とあり、現在クシュンナイへ出張している詰役人を今月中はこのまま駐在させることが述べられている。また、「自然魯人及再渡候ハ、」と、ロシア人が再び渡来してきたときの「取締」として、トンナイ詰の足軽石嶋清助と在住1名、その他御雇足軽をクシュンナイへ、クシュンコタン詰の足軽小嶋文作と在住のもの、御雇足軽をマースイへ「越年」させるとしている。

「取締」という用語が使用されている文書を手掛かりに樺太の政策を見ると、ロシアを意識するのは安政3年（1856）からということがわかる。安政2年（1855）は、番兵と「夷人教育」を見込んでトツソやコタンウトロ最寄りに陣屋及び会所を建てるのが「取締」の1つであり、蝦夷地政策の一環であった。しかし安政3年（1856）には、クシュンナイ・マースイ辺へ出張会所を建てることで、樺太が「御国地附属」であることを証明する手段の1つとなっており、建設する場所も目的も変化している²⁹。

安政3年（1856）は「御国地附属」を意識しての「取締」であったが、ロシア人が渡来・滞留した安政4年（1857）では、再渡来・滞留時の「取締」の具体策として、クシュンナイ・マースイでの「越年」をあげている。安政3年（1856）の文書でも「越年」は樺太の治定に必要なものとされており、それがロシア人渡来後の安政4年（1857）9月にも引き継がれているといえる。

28 前掲注13資料17巻247号

29 「対樺太資料」からは、安政3年（1856）までにトツソやコタンウトロへ陣屋や会所が建てられたことは確認できず、安政3年4月にはクシュンコタンとシラヌシに陣屋を構えることになっている。（前掲注13資料14巻48号より）

しかし、「越年」とは文字通り年を越すことであり、それがなぜ樺太の治定に必要で、ロシア人の再渡来のための「取締」になるのだろうか。次節では「越年」に注目し、特徴や役割を明らかにしたい。

第2節 「取締」の延長としての「越年」の特徴

ロシア人が再渡来・滞留したときの「取締」として「越年」があげられているが、安政3年（1856）の文書には「是迄松前伊豆守家来共、此地出生ニ而、寒気ニも馴居候得共、越年いたし候者無之」と、松前藩の家来で樺太に「越年」したものはいなかった。そこで、幕末以前に樺太以外で行われていた「越年」に注目し、その目的や役割を整理する。以下、西蝦夷地の最北端であるソウヤで「越年」が行われた2つの事例を紹介する。

まず、天明5年（1785）の蝦夷地見分での「越年」である。老中の田沼意次は工藤平助の『赤蝦夷風説考』に論じられた蝦夷地の富源に注目し、調査を命じる。東蝦夷班、西蝦夷班、予備班を中心に調査が行われた。西蝦夷地方面を担当した庵原弥六とその他十数名は、天明5年（1785）7月上旬から8月半ばまで樺太の探検を行う。秋を過ぎて時期も遅れていたため、来春再び渡海して奥地の探検をするつもりであることと、蝦夷地の寒気試みのためにソウヤでの越年を申し出て、ソウヤに残留する。しかし、ソウヤの寒さは過酷であり、帰還命令が出た3月末時点では庵原など5名が客死する結果となった³⁰。

次に文化4年（1807）には、蝦夷地警備にあたったものが「越年」を行っている。前年のロシア艦襲来（文化露寇）により、幕府は津軽・南部両藩には警備兵の増派を、秋田・庄内両藩には臨時の出兵を命じる。「宗谷詰山崎半蔵日誌」をもとにソウヤ警備について書かれている『天明の蝦夷地から幕末の宗谷』には³¹、山崎半蔵率いる津軽藩は文化4年（1807）7月にソウヤに到着し、当初8月末か9月ごろまでの駐屯予定であったが、翌年の3月まで警備を続けるよう命を受ける。そのため、急遽冬を越すための陣屋を建てなければならなかったり、物資が不足したりなど、「越年」するには不十

30 前掲注4、照井壮助『天明蝦夷探検始末記』（八重岳書房、1974年）

31 『天明の蝦夷地から幕末の宗谷』（稚内市、2009年）第2章より

分な状況であった。ソウヤの津軽藩士に引揚げ命令が出る4月18日までに、100名の隊員のうち72名が死亡した。

上記の例から、天明5年(1785)は寒気を体験するための「越年」であり、文化4年(1807)はロシア艦の襲来による警備のための「越年」であったことがわかる。また、どちらの事例も秋ごろから冬を越して春までの長期間の滞在であり、死者を出す過酷なものであった。先行研究でも「越年」よりも「越冬」という表記の方が多く見られる³²。よって、幕末以前の「越年」は、寒さを体感するためや警備のために行われており、滞在期間は冬を越して春までの長期間で、「越冬」と言い換えることもできた。

これらの事例をふまえて「対樺太資料」から「越年」を見ていく。「越年」が文書名・件名に見られる資料は22件確認できた。

樺太での初めての「越年」は、安政3年(1856)から安政4年(1857)にかけての冬に行われた。調役下役ら支配役人13名は、クシュンコタン・シラヌシ・トンナイの三か所で「越年」する³³。箱館奉行は「支配調役下役以下足軽等二至迄、一同別条無之、尤同心共妻老人病死仕候得共、冬分出生之もの兩人有之、却而人員相増候儀ニ御座候」と、死者は出たものの2人の出生があり人数は増え、支配役人らに別条はなかったことを老中に報告している³⁴。また、老中からも「此度初而之儀にも候間、其段厚誉置、夫々相応之御手当被下候様可被取計候事」と評価される結果となった。

翌年の安政4年(1857)から安政5年(1858)にかけての「越年」では、支配向役人たちはロシア人がクシュンナイに滞留したことを理由に「越年」を願い出たり³⁵、奥地で「越年」を行ったりと積極的であった。結果としてこの年はワーレ付近と、ワーレより5里ほど離れた「タライカ土人」の穴居

32 前掲注4では、天明5年(1785)も文化4年(1807)も「越年」と表記しているが、天明5年(1785)について書かれている前掲注30は「越冬」、前掲注31には天明5年(1785)も文化4年(1807)も「越冬」と表記している。

33 前掲注13資料16巻87号

34 前掲注13資料16巻19号

35 クシュンコタン詰の調役下役鹿児島立三(前掲注13資料17巻155号)、同じくクシュンコタン詰の足軽小嶋文作(前掲注13資料17巻157号)、トンナイ詰の足軽石嶋清助(前掲注13資料17巻246号)が「越年」を願い出ている。

「ニイクル」、ウシヨロの3か所での「越年」が確認できる。

ワーレ付近で越年を行ったのは、クシュンコタン詰の調役佐藤桃太郎ら4名の役人と、在住2名である。佐藤が箱館奉行に送った届書には、道程のほか、「越年」について以下のように述べてられている³⁶。

資料1

「正月 北蝦夷地詰箱館奉行支配調役並上申書 同奉行へ 北蝦夷地奥地越年見廻りの件」

昨巳年北地西浦ナエヨロ辺へ滞留之魯人、一先引払候得共、当春可及再渡は必然之義ニ付、奥地御締筋專要ニ相心得、御締所建物見分旁廻島仕、奥地へ越年罷在候而、土人共撫育方をも厚世話仕候ハヽ、彼等か帰伏之一助とも相成、且は魯夷へ対し、日本之役人、沍寒之時節をも不相厭、多人数奥地へ越年いたし候杯、風聞有之候ハヽ、おのつから御威光相増候一端とも相成、猾虜ガ暴慢之胆を取挫き、弥及再渡候とも、軽々敷足長ニ働出候義も仕間敷哉、且又当午年よりは、ワーレ、クシュンナイ両御締所詰役を可被 仰付御趣意も被為在候ニ付而は、前に進路相開き踐込置候ハヽ、奥地之寒氣実地ニ附而試も相済、安心いたし、自然人氣も相進ミ可申と奉存候 (後略)

ロシア人が再び渡来してくることを意識し、奥地の取締は最も重要で、「越年」して「土人撫育方」も手厚く世話することはアイヌを帰服させる一助になるとしている。ロシア人に対しては日本人が極寒の中奥地で「越年」しているという「風聞」になり、「御威光」が増すと書かれている。また、奥地で「越年」や見廻りをする事で、ワーレやクシュンナイよりも北上する準備にもなると考えていた³⁷。よってこの時の「越年」はロシア人の再渡来に備えての奥地「締筋」の一策で、「土人撫育」やロシア人への風聞、北上する準備

36 前掲注13資料19巻106号

37 見廻りについて、東氏は足軽石嶋清助・小嶋文作、在住の栗山太平に注目し、幕府役人の見廻りは調査よりも撫育に重点が置かれる傾向にあり、在住は撫育よりも調査、あるいは「産物取開」といった活動が主体であることを明らかにしている。〔「北蝦夷地在住・栗山太平の活動」『北海道開拓記念研究紀要』第34号、2006年より〕

などが期待されていた。

佐藤らの道程は、12月21日にクシュンコタンを出立し、東浦の「シユシユヤ越」で2泊したのち、26日にワーレに到着する。ワーレでは締所の建設を見分し、東西浦に分かれて「越年」し、東はトツソ辺り、西はナヨロ・クシュンナイ最寄りや、ロシア人小屋などを見分する。その後1月4日にワーレを出立して6日にクシュンコタンに帰着した。

ワーレへの「越年」を願い出たクシュンコタン詰の足軽小嶋文作は、9月21日にクシュンコタンを出立し、ワーレに詰める。佐藤ら調役から、タライカ地方にいる「ヲロッコ人」(ウイルタ族にあたる)に「衣服被下方」を命じられて12月28日にワーレを出発し³⁸、ワーレではなく「タライカ土人」の穴居「ニイクル」で「越年」する。1月5日まで「ヲロッコ人」の居住地の見廻りを行い、「衣服被下方」のほかに、「ヲロッコ人」の居住地に「山旦人」(現在のウリチ族にあたると考えられている)や「ロモウニクブ人」(ニブフ族にあたる)がいたことを報告している³⁹。小嶋は16日にクシュンコタンに帰着する。

ウショロで「越年」したのはトンナイ詰の足軽石嶋清助であった。「越年」中にそりでホロコタンを見廻り、「スメレンクル人」(ニブフ民族にあたる)への「御旨意之趣申論」や、ホロコタンの「土人」へ教導する⁴⁰。「越年」した時期は不明であるが、石嶋は2月中に西浦奥地を見廻り、「土人」から聞いたルダノフスキーが帰国する際の様子や、ナツコから奥地「ホット」の間にロシア人が多人数「越年」していたこと、ヲッチシからナツコ辺りで痘瘡が流行っていることなどを報告している⁴¹。

安政5年(1858)から安政6年(1859)にかけては、クシュンナイにマルガーソフらロシア人が夏から滞留し、「越年」の様子であるということで、調役下役出役の岩田三蔵と同心足軽5人、在住4人の計10人を、クシュンナイ、ワーレ、ウショロ、タライカの奥地4か所へ配置して「越年」させることを、

38 前掲注13資料19巻109号

39 前掲注13資料19巻110号～112号

40 前掲注13資料20巻70号

41 前掲注13資料20巻33号

クシュンコタン詰の調役並出役山本源一郎が箱館奉行へ報告している⁴²。

そこで、山本は「越年」について以下のように述べている。

資料2

「正月 北蝦夷地クシュンコタン詰箱館奉行支配調役並出役届書 同奉行へ 北蝦夷地奥地越年見廻りの件」

(前略) 魯夷共、東浦へも時々相越、既ニワアーレイ、マアヌイ近辺測量も相済、春来早々取建物等をも致し候趣、奥地詰之者共方、申越候旨も御座候ニ付、御取締向不容易緊要之御時節と相心得、奥地へ見廻越年罷在、土人共撫恤方をも世話仕候ハ、於彼等も、御主意之趣益感戴仕、魯夷誘導之弊風を閉塞仕候場合ニも至り、且は詰合役人近寒吹雪をも不厭、年々多人数奥地へ往復も仕候ハ、猾虜之氣配も相挫、自然 御威光相増候階梯ニも可有御座奉存候 (後略)

マルガーソフらは昨年のルダノフスキーらよりも長期間の滞在であったこと、ワーレやマヌイも測量済であったことから、日本側にとっては「御取締向不容易緊要之御時節」であった。そこで山本は、奥地へ見廻りや「越年」をして「土人共撫恤方」も世話することは、アイヌたちがロシアから弊風を受けるのを防ぎ、極寒をいとわず役人が詰めて「御威光」が増すと考えている。ロシアを意識した対アイヌ政策と日本の「御威光」増しを、「越年」に期待している。

安政5年(1858)から安政6年(1859)にかけての「越年」の記録は、「対樺太資料」では上記の山本の文書と、トンナイ詰の調役並出役山内二郎太郎の「越年」がある⁴³。まず山本たちの「越年」から確認する。

調役下役見習と同心が同行し、山本ら3人は12月23日にクシュンコタンをそりで出発した。「シユシユヤ越」山道で2泊したのち、「タコエ」と、東浦のシユシユシユナイを経て、ロレイからワーレまでの見廻りをする。31日にクシュンナイへ到着し、「越年」する。1月3日にクシュンナイを出発

42 前掲注13資料22巻92号

43 前掲注13資料22巻94号

するまでの間は、マルガーソフとの雑談やロシア人居住地にある建物の見廻りをしている様子が確認できる。クシュンナイを出発して東浦のトツソを調査する予定であったが断念。4日にトツソを出発し、「シユシユヤ越」を経由してクシュンコタンへ帰着する。

次に、山内らの「越年」であるが、下役と足輕をそれぞれ1名連れ、12月24日にトンナイを出て29日にクシュンナイへ到着する。そこからウショロ辺りまで見廻りをするため「字エヒシ」というところで「越年」した。同所からライチシカへ向かう予定であったが、橈犬のエサの関係で引き返し、1月3日にクシュンナイへ戻る。4日はロシア人の誘いを受け、ロシア人居住の家で雑談をするが、「言語不通、為差儀も無御座候」と報告している。また、翌日マルガーソフが答礼のため締所へ来ている。山内らは7日に山道を越えてシララオロへ到着し、オチヨホカを経て17日にクシュンコタンに到着。クシュンコタンからトンナイまでは、「ラカイ山」の山道調査を兼ねてルタカ川口で1泊、山の中で2泊しながらトンナイへ帰着する。

このように幕末以前と安政年間に行われていた「越年」を比べると、幕末以前は期間が長く「越冬」とも表現されるほど死者が多かったのに対し、安政期は出発して帰着するまでが10日前後と短く、死者も少ない。安政期の「越年」は三が日に奥地で見廻りや撫育をして帰ってきており、「越冬」とは言い換えられないという特徴がある。また、安政期の「越年」の目的は、「土人撫育」によってアイヌを帰服させてロシア人の誘導を防いだり、日本人が極寒の中奥地で「越年」しているという風聞により「御威光」増強をねらったりなど、ロシア側を強く意識している。しかし、「土人撫育」や極寒の中で過ごすことは「越年」ぜずともできることである。すると「越年」の大きな目的は、ロシア側に対する風聞や日本の「御威光」増しではないかと考える。よって安政期の「越年」はロシア側に対するパフォーマンスとして行われていると言えるだろう。

また奥地での「越年」は、年々北上しているわけではないことが「越年」先の推移からわかる。安政4年(1857)から安政5年(1858)に行われた「越年」先の最北端は北緯49度付近のウショロであったのに対し、その翌年の最北端は北緯48度付近のクシュンナイ周辺である。「取締」についても、初

めは建物の新築先にトッソやコタンウトロの名前が見られたが、翌年にはクシュンナイやマーヌイになっている。このことから、北への進出ではなく、クシュンナイ・マーヌイ周辺に重点が置かれ、政策が行われていることがわかる。

第4章 対話・応接記録からみるロシア人の渡来・滞留（定住）

樺太での「取締」や「越年」はロシア人を強く意識しており、ロシア人の渡来・滞留（定住）先であるクシュンナイ・マーヌイ周辺に重点を置いた政策や「越年」が行われていたことが分かった。つまりそれは、ロシア人の渡来・滞留（定住）先に接近し、ロシア人との接触がある程度想定されていたのではないかと考える。では、ロシア側と接触することに対して、日本側には何か目的や意図はあったのだろうか。ロシア人との応接・対話の内容を考察することで、接触の経緯がわかり、目的や意図があきらかになるのではないかと考える。

また、ロシア側の2度の渡来・滞留（定住）であるが、安政4年（1857）時と安政5年（1858）時では異なる点がある。1つは滞在期間である。安政4年（1857）に渡来したルダノフスキー一行は約2か月間の滞留だったのに対し、安政5年（1858）に渡来したマルガーソフは数年間クシュンナイにいた。前者は滞留で、後者は定住とすることができる。そしてもう1つは日露の間で言語が通じる・通じないという違いである。ルダノフスキーは蝦夷語を心得ており山丹語ができる兵卒を連れていたが⁴⁴、マルガーソフは通詞を連れておらず、自身も蝦夷語を話すことができなかった⁴⁵。しかし、「言語不通」であるマルガーソフら滞在中も、交渉や応接などの接触が多く確認できる。

上記の相違点のうち、特にコミュニケーションに着目する。「対樺太資料」を用いて、日露間の会話の場面に注目し、その結果として何がもたらされたのかを考察する。

44 前掲注13資料16巻224号

45 前掲注13資料20巻172号

第1節 安政4年（1857）ールダノフスキーの渡来・滞留

先述のようにルダノフスキーは蝦夷語を心得ていた。また日本側は蝦夷地にアイヌ語と日本語を媒介する通詞を配置しており、樺太もその1つであった⁴⁶。そのためルダノフスキー滞留時の樺太では、日本とロシアの交渉や対話には蝦夷語が共通言語として使用されており⁴⁷、ルダノフスキーとの交渉や対話は「大意相通し」⁴⁸、「言語不通」が生じたという記録はあまり見られない。

表8 ルダノフスキー滞留時に見られた日露間の会話⁴⁹

月日	時間帯	場所	日本側	ロシア側	内容	交渉・対話の成立	出典
6月19日	午後5時頃	ナヨロのロシア人 飯小屋(木綿張)	調役下役能崎雄次郎 、足軽江崎門四郎	ルダノフスキー	異国人の渡来に対し、国名来意を尋ねる →ロシアで、王命により、日本とロシア の国境を定めるため渡来	○	16巻137号
6月21日	午前7時頃	ナヨロのロシア人 飯小屋(木綿張)	調役下役能崎雄次郎 、足軽江崎門四郎	ルダノフスキー	ロシア側がマースマイ見分のため案内土人 と蝦夷舟の借用を求める、革を贈答する	△ (トンナイへ同いの 上取決め)	16巻142号
	午前11時頃	クシュンナイ	御雇足軽平澤佐吉	ルダノフスキー	ロシア側がライチシカへ測量のため、案内 土人と蝦夷舟の借用を求める	△ (断ると立腹して佐 吉を突きつける)	16巻144号
	午後4時頃	クシュンナイ	足軽江澤門四郎、土人 推育方取締川上甚三郎	ルダノフスキー	ルダノフスキーが腹痛のため、クシュ ンナイで止宿することを願い出る	△ (断ったが無理や り止宿)	16巻144号
6月25日		ナヨロ	調役下役能崎雄次郎	ルダノフスキー	ロシア側がマースマイ見分のため案内土人 と蝦夷舟の借用を求める	△ (トンナイへ同いの 上取決め)	16巻224号
6月30日		ルダノフスキーの 飯小屋	調役並佐藤桃太郎、 調役下役清水平三郎	ルダノフスキー	応接	○	16巻224号
	夕刻前	佐藤桃太郎旅宿	調役並佐藤桃太郎	ルダノフスキー 、従者1人	日本側へ答礼、雑談	○	16巻224号
7月4日	早朝	ナヨロ飯出張所	調役並佐藤桃太郎	ルダノフスキー	ルダノフスキーがクシュンナイへ移るこ とを伝えに来る、織物を送る	○	16巻224号
	夕刻	ルダノフスキーの 飯小屋	調役並下役能崎雄次 郎、清水平三郎	ルダノフスキー	これまでに日本側がもらった革や織物を ロシア側へ返却する	○	16巻224号
7月5日	午後2時頃	ナヨロ	調役並佐藤桃太郎	ルダノフスキー	応接	○	16巻224号
7月29日		クシュンナイ飯詰 所（通行家）		ルダノフスキー	ロシア側は近々クシュンナイを引き上げ るので、土人が小屋に手を付けないう 頼む	○	17巻153号
8月1日	午前8時頃	クシュンナイ飯詰 所（通行家）		ルダノフスキー	横文字書簡を託し、ロシア船が再度渡来 してきた際に渡すようお願いする	○	17巻153号

46 東氏は、通詞は樺太でも「蝦夷通詞」という役名であったが、地域の特殊性から実際には「山丹通詞」であったことも指摘している。（『幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策』『北海道・東北史研究』第2号、2004年）

47 嘉永6年（1853）に下田で行われた日露全権同士の会談では、オランダ語が使用言語であった。（生田美智子『外交儀礼から見た幕末日露文化交流史』ミネルヴァ書房、2008年）

48 前掲注13資料15巻137号

49 表8中の「交渉・対話の成立」の記号について、交渉はそのとき成立しなかったが、「言語不通」などがなく対話としては成立していたものを△で示している。

ルダノフスキーの滞在中、日露間での会話による接触を12件確認することができた。内容は、日本側がルダノフスキーらに国名・来意を聞く取調や、ルダノフスキーがマーヌイを見廻るために日本側に船や「土人」の借用を要求するものなどであった。そのうち、「対話書」が残されている応接について詳しくみていきたい⁵⁰。

まず、6月30日にナヨロで行われた対話である⁵¹。箱館奉行の堀利熙が、ロシア人がナヨロへ渡来し仮小屋などを建てたことを受け、調役並佐藤桃太郎を差向けた。佐藤は調役下役清水平三郎とルダノフスキーの仮小屋へ赴き、応接を行う。

この対話の中で、日本側は日露和親条約の条文を用いてロシア側の樺太進出を抗議しており、それは先行研究でも指摘されている⁵²。佐藤はルダノフスキーが懸合いもなくナヨロへ居小屋を建てて滞留したことについて、「仕来之通与之条約面ニも相触候哉ニ被存候」と条約を持ち出し、「和親之国は、両方とも都合よろしき様、夫々熟談相整候上、手を下し候ハ、順路之運びニ而、万端行届、於奉行も差拒候儀も無之、拙者共も取扱いたしよく、互ニ快く折合候事ニ可相成候間、此度之儀者勿論、以来とも新規之儀者、何事ニよらす打合有之候様致度」と、相談のうえで新規の建築をするよう伝えている。それに対してルダノフスキーは「当島之手配のミ命令を請候迄之儀ニ付、貴国へ御懸合等之儀は、某共之あつからさる事ニ而、何共難申事ニ御座候」と言い、この応接が行われた数日後の7月3日にはクシュンナイに仮小屋を建築している。

その次に見られる対話書は、7月5日に再びナヨロで行われ、同じく調役並佐藤桃太郎とロシア酋長ルダノフスキーの間で行われた⁵³。箱館奉行から再度応接対話の指図が届き、応接に至った。佐藤は事前に応接に向かうこと

50 本稿では、表題に「六月晦日、於ナエヨロ、調役佐藤桃太郎同下役清水平三郎、エソ語を以、魯夷酋長ロタノスケへ及応接候対話書」のように「対話書」が含まれている文書や別紙を「対話書」と表記する。

51 前掲注13資料16巻224号

52 秋月氏は、日本側がロシア人の進出に対して「下田条約第2条の規定を持出した最初である」と評価している。（前掲注1より）

53 前掲注13資料16巻244号

をロシア側へ伝え、「即刻役々一統罷越候処、門口ニ出迎え、今日は別而打解し様子ニ而、茶菓等を進候ニ付、当方ニ而も快く相食し」、その後対話が行われた。

ルダノフスキーがナヨロを引き払い、風波の様子を見てクシュンナイへ移り、そこから自国船便次第で退去することを伝え、日本側は「貴国船便之模様ニより、尚暫く逗留も可被致哉ニ付、其許安心之ため、旁此地当方仕来之廉々、為心得申達置候」と返答している。また佐藤は、役人の奥地見廻りは「土人撫育」のためでありロシア側に対して行っている政策ではないことや、漁場の開発は年々手配していたものであり、奥地見廻りも漁場での建物新築も、どちらも「仕来」に違反していないことを主張している。これに対しルダノフスキーは「承知いたし候」と返答するのみであった。

ルダノフスキーと支配向役人との間では蝦夷語を共通言語として使い、問題なく会話が行われている。また、双方の樺太進出の在り方を応接から確認することができた。調役並佐藤桃太郎は勝手に小屋を建てるのは条約に触れることであり、日本側に相談のうで行うべきであると主張。また、日本側の奥地見廻りや漁場新規開発は年々行っていることなので、条約に違反していないと伝えている。一方でルダノフスキーは、王命に従って建設を行っており、日本側とのかけあいは自分の預かるところではないと言い、後日クシュンナイに仮小屋を建てている。

第2節 安政5年(1858) —マルガーソフの渡来・定住

先述したように、マルガーソフらはルダノフスキーらと異なり、滞在期間が長く、「言語不通」という特徴があった。ルダノフスキーのときよりも日露の接触は多くみられ、その中には交渉・応接が成立していたときもあれば、そうでないときもある。では「言語不通」の中で、どのようにコミュニケーションがとられ、何についての交渉・応接をしていたのだろうか。

その前に、樺太支配の管轄元である箱館奉行や、樺太の支配向役人たちはマルガーソフと「言語不通」であることについて、どのように考えていたのか確認する。安政5年(1858)7月に箱館奉行村垣範正がマルガーソフ一行の渡来・滞留について老中に宛てた上申書には、以下のように書か

れていた⁵⁴。

資料 3

「七月十八日 箱館奉行上申書 老中へ 露人滞在の件」

「(前略) 此後弥人数も相増、手配も相整候得は、クシユンナイは勿論、猶又南手へ滋蔓可致も難量、深心痛仕、取計方之儀、実地ニ就而種々勘弁仕候處、彼方蝦夷語英蘭語等相弁候者も無之様子ニ而、畢竟言語不通を便利と致、押付根を固メ候姦計と被察候得は、土着之姿不定之内、取急き通詞共呼下し可申哉ニ候得共、魯西亞語通弁相心得候者も無之、依而ハ、応対之上、彼等之意中を索引、理解申聞、為致動揺候事ニも難相成、詰ル處は、手込之取扱もいたし兼、何れへ附勘弁仕候而も、当正月中(第十九卷第四四号) 伺置候彼国政府へ御懸合之上なれてハ、滞留之者共へ対し取計振も無之候處、其内彼等永住之根を固メ、弥難致動揺場合ニ至候ハ、何様心配仕候共、自然彼我打交候勢ニ相成、往々混雜も相起り、御取締向も行届兼、恐惶至極之御儀と奉存候間、片時も早ク政府へ御懸合之上、別段之規則御治定被為在候外有之間敷、(後略)」

これはマルガーソフが渡来して間もない時期であり、彼らの中に蝦夷語・英語・オランダ語等の通弁がおらず「言語不通」であることは、ロシア側にとって「便利」となり、「押付根を固メ候姦計と被察候」とロシア人の南下を懸念している。いずれ樺太で日本側とロシア側が交じり合い混雑することを恐れ、ロシア政府へ掛合の上、規則を治定することを求めている。

他にも、食料不足によりロシア人に米を貸与していたが質の悪い雑穀で返済された出来事を記録した何書からも、「言語不通」に対する考えが見られる。クシユンナイ詰調役下役の岩田三蔵は、「米ニ而返済致候得は、時日延引ニ相成旨申之、且は言語之行違ニ託し、猶後段ニ対、別種之雑穀を以返済可致候」と⁵⁵、米での返済を要求すれば言語の行き違いにまかせ、後日別種の雑穀で返済するのではないかと予想し、日露のやり取りの中で「言語不通」は

54 前掲注 13 資料 20 卷 340 号

55 前掲注 13 資料 22 卷 212 号

都合の良い言い訳になると考えている。また、ワーレ詰定役の小田井蔵太と岩田三蔵の上申書には「彼方昨年渡来以降、彼我雑居之儀ニ付、其時々、夫々引合も有之候得共、双方共言語相通不申、多分は手真似等ニ而及応接候儀ニ付、互ニ意味貫通不仕廉も有之候ニ付、於久春内・マアヌイ、取扱候事件之内、後日之証跡ニ難相成儀も無之共難申奉存候」と⁵⁶、「言語不通」により「手真似」で応接しているが意味が通じないこともあり、それは事件が起こったときの証跡にするのは難しいととらえている。

箱田奉行や支配向役人は、「言語不通」はロシア側にとって便利であり、都合の良い言い訳になると考えている。これらを踏まえ、「言語不通」の中でのマルガーソフ一行と日本人役人のやりとりに注目する。「対樺太資料」の「露人北蝦夷地クシュンナイ滞留日記」と「対話書」に注目し、会話が行われた目的とその内容、意思疎通の可否を見ていく。

「露人北蝦夷地クシュンナイ滞留日記」は『幕末外国関係文書』の16巻170号・17巻39号・21巻136号に収録されており、安政5年（1858）6月8日から同月22日、同年7月22日から安政6年（1859）1月12日まで記録されている⁵⁷。主な記録内容は、建家や旗揚げなどロシア人のクシュンナイでの様子や、日本側施設に来たときのことが書かれている。

表9「露人北蝦夷地クシュンナイ滞留日記」に見られるロシア人の日本側施設の訪問先と回数

訪問先	締所	会所	土人小屋	普請場	酒井の住居	鍛冶小屋	細工小屋
回数	35	41	9	2	11	9	13

ロシア人の日本側施設への訪問は「昼八時、雑夫四人、会所へ立入、七時頃方退、追々退去、」「細工小屋へ、壱人入来、細工見物致し退去、」のような出入りや見物のほかに、雑談や食料要求を目的として訪れていたことが記録されていた。また、表中の「酒井の住居」はクシュンナイ在住酒井俊之丞

56 前掲注13資料25巻184号

57 日記を書いた人物は不明。出典史料は「箱館奉行書類之内白主御用所留記」。

の住居である。酒井は洋学や蘭学を心得ていたため、「都合宜」としてたびたびロシア人との談判に同席している⁵⁸。ロシア側にとっても洋学や蘭学を知っている酒井は都合が良く、訪問先の1つだったのではないかと考える。

雑談は15回ほど行われており、話した内容は詳しく記載されていないものの、茶菓やお酒を提供し、雑談していた。ロシア人が日本側施設を訪れての雑談は、面会や食料要求の前後に行われていた。また、ロシア人医師が締所に来て岩田三蔵や中村善四郎、酒井俊之丞と行われた雑談では、「先方言語を相習ひ筆記致し候ニ付、当方ニ而も、魯語を筆記致し候」と互いに言語を教え合っていた。ロシア側の施設での雑談は、支配向役人らがロシア側の建物近辺の見廻り中にロシア人官吏に招かれ、居小屋で行っている。その際、日本やその他の国の切絵図を見せてもらうこともあった。

先述したように、食料要求のためにロシア人雑夫が「土人小屋」をはじめとする施設へ来るので、首長マルガーソフへ「雑夫とも会所其外土人小家へ立入、食料其外共請受候得は、堅及断旨申聞候」など、困っている様子も見られるが、ロシア側施設に風呂ができたときにはロシア人雑夫が入湯の勧誘に来たり、風邪で咳をした中村善四郎に対してマルガーソフが服を貸したりするなどロシア側の好意と考えらえる一面もあった。また、ロシア側の新年元旦には岩田三蔵・中村善四郎・酒井俊之丞を饗応に招待しており、日本側もロシア人首長と次官を元旦の祝賀に招き、首長と次官は官服を着て参加している。

以上のことから、「露人クシュンナイ滞留日記」には、雑談や食料の要求を目的として日本側施設を訪れるロシア人が多く記録されていた。雑談は茶菓や酒などを交わしながら行われており、緊張感は感じられず、むしろ良好な関係であったことがうかがえる。また、「言語不通」であるからこそ、お互いの言語について教え合いが生まれている。他にも新年の饗応に招待し合うなど、親しく接している一面も見られた。

次に、「対話書」に注目し、言語が通じない中での応接の進め方や、対話の内容を確認する。文久元年（1861）4月までのうち、マルガーソフ一行との「対話書」は10件ある。

58 前掲注13資料21巻252号

表 10 マルガーソフ一行との「対話書」一覧

年	月日	場所	日本側	ロシア側	内容	交渉・応接の成立	出典
安政5年	10月5日	酒井俊之丞住居 →ロシア人住居	調役下役出役岩田三蔵 (在住酒井俊之丞・ 差配人代峯之進召連れ)	首長マルガーソフ (雑夫2、3人召連れ)	ロシア人が食料欠乏により、 ワッチシ運送のため船の借用を 求める	△ (トシナイへ伺い の上取決め)	21巻252号
	11月10日	酒井俊之丞住居	調役下役出役岩田三蔵	医師「アルキサントルフ」、次 官「ニチャヤク」 →首長マルガーソフ	ロシア側が食料不足により、ニ コラエフスカから漕運までの間の 食料借用を要求	△ (トシナイへ伺い の上取決め)	22巻87号 (別紙1)
安政6年	1月17日	クシュンナイ	調役下役岩田三蔵、同心中 村善四郎、在住酒井俊 之丞(通弁のため)	首長マルガーソフ、ワッチシ移 住ロシア人首長「ハアリコツ フ」	ワッチシ移住のロシア人へ、 ワッチシへ帰るまでの食料と犬 の食料の借用の要求	○	22巻87号 (別紙2)
	7月17日	クシュンナイロシ ア人住居→クシュ ンナイ仮会所	定役岩田三蔵、同心中村 善四郎、在住酒井俊之丞 (通弁のため)、小田井 蔵太	首長マルガーソフ	栗山太平病死、ロシア人へ貸し た小屋の引き渡し、建物新規建 設、小田井とマルガーソフの間 でマヌイでの動向や応接の取り 決め	○	25巻67号
万延元年	10月28日	クシュンナイ仮側 締所	定役成瀬潤八郎、同心上 野吉之助・石原金弥、足 軽中村竹蔵	首長マルガーソフ、逗留ロシア 人「シミツタ」	ライチシカイヌと歸々網の交 換について、ロシア人・アイヌ 間での密交易の禁止	○	47巻60号
	12月3日	クシュンナイ仮側 締所	定役小田井蔵太・成瀬潤 八郎、同心組頭格小林三 喜蔵、同心上野吉之助	首長「トクワレテシメータ」 ・マルガーソフ、他1人	小田井蔵太が箱館で受け取った ロシア領事館の書簡について	○	45巻52号
文久元年	1月3日	クシュンナイロシ ア人居小屋	定役成瀬潤八郎、同心上 野吉之助・石原金弥、 足軽中村竹蔵	首長マルガーソフ	ロシア人雑夫がアイヌから米を 強奪した事件について、クシュ ンナイでのロシア人の武装につ いて	× (通詞を通して 後日談判)	47巻7号
	1月6日	クシュンナイ仮側 締所	定役成瀬潤八郎、同心上 野吉之助・石原金弥、 足軽中村竹蔵	首長マルガーソフ	ロシア人雑夫がアイヌから米を 強奪した事件について、クシュ ンナイでのロシア人の武装につ いて	× (通詞を通して 後日談判)	47巻25号
	1月20日	クシュンナイ仮側 締所	定役成瀬潤八郎、同心 石原金弥、足軽中村竹蔵	滞在ロシア人「ホリヲケン」 ・「セフニン」	マルガーソフの対応について、 ライチシカ・ウショロのアイヌ の家の借用	○	47巻77号
	2月1日	ワレー御用所	定役小田井蔵太、同心組 頭格小林三喜蔵、同心足 立五郎八郎	首長マルガーソフと他1人	ロシア側が家作のためイヌシ ナ(東庫)見分の許可を求める	△ (箱館奉行へ伺い の上取決め)	49巻11号

「言語不通」の中では、「及挨拶候所、素方言語も相通不申、大凡手真似
二而挨拶及候」と、「手真似」で応接が進められていた⁵⁹。具体例としては、
ロシア側が食料不足により食料の貸し出しを求めた出来事から確認できる。
日本側が「貴国壱人壱日之食料高何程ニ候哉」と尋ねると、ロシア側は麦の
挽割1合ほどを布袋に入れ、「是丈二而、壱人一日を支ひ申候」と答えてい
た⁶⁰。このことから、「手真似」は単なる身振り手振りではなく、適宜道具
やものを使いながら応接を進めていた。また、通弁として同席している在住
の酒井俊之丞は、「此者少しく洋学相心得居、先方談判都合宜候」と書かれ
ていることから、言語ではなく学問の知識が評価されて応接に参加している

59 前掲注13資料21巻252号

60 同上

ものと考えられる⁶¹。先ほどの「露人クシュンナイ滞留日記」にも酒井の住居が訪問先として挙げられ、ロシア人とのやり取りも多くみられることから、洋学や蘭学の知識は「言語不通」の中でのコミュニケーションにおいて、重要であったといえる。

「言語不通」のためか同じ問答が繰り返されている場面が見られる対話もあるが⁶²、上記のようにコミュニケーションをとり、大凡の交渉・応接は成立していた。また、表10の交渉・応接の成立を△で記した対話は、ロシア人の船や米の借用要求に対して可否を出すことができないだけで、応接自体は成立していた。ルダノフスキーのように日露和親条約の条文を提示して抗議する場面は見られなかったものの、「言語不通」の中でもマルガーソフから家作取立のための見分でイヌヌシナへ赴くことを伝えられたとき、ルダノフスキーの時と同様に箱館奉行へ伺いの上で決定することと返答している⁶³。応接が成立していなかったのは、ロシア人がアイヌの米を強奪した事件についての対話と、ロシア人がクシュンナイで武装していたことについての対話である。

ロシア人によるアイヌの米の強奪は文久元年（1861）1月2日の出来事である。ロシア兵卒が風呂敷をもってクシュンナイアイヌの家から出たところを足軽の中村竹蔵が捕り押さえ、会所に連れ取調べをすると「土人と交易致し」と答える⁶⁴。しかし当事者のアイヌは、ロシア人が家に入ってきて食事を要求してきたので断ると、米を奪い「古白布」一尋を置いて出ていったと言う。簡易的な取調べの後、マルガーソフの出頭を要請するために御雇足軽2名を遣わしたが、マルガーソフは病気のため「雑夫頭ウンジルチイレス」が代わりに来て当該ロシア人の引き渡しを行う。

ロシア人のクシュンナイ武装は、上記の事件の取調べや交渉の最中に発生した⁶⁵。雑夫の引き渡しのためか、鉄砲を携えた4人が現れる。差配人代は雑夫をマルガーソフに引き渡すことを伝え、対応する。その後も銃剣を所持

61 同上

62 前掲注13資料25巻67号

63 前掲注13資料49巻11号

64 前掲注13資料資料48巻99号

65 同上

したロシア人が10名ほど現れたので、「言語不通」による手違いの可能性も考慮したうえで、彼らをなだめ、その場をおさめた。

その翌日に、マルガーソフと成瀬潤八郎との間で応接が行われる。その応接を記録した「対話書」には⁶⁶、マルガーソフの答えが通じなかったり、答えがなかったり、「言語不通」であったと思われる場面が見られる。ロシア人がアイヌの米を強奪した事件に関しては、成瀬から通詞が来た後再度談判することを言い出している。一方ロシア人のクシュンナイでの武装については、マルガーソフから通詞が来るまで談判は保留にしていると言っている。両者とも通詞を介しての対話を持ち出していることから、ロシア側が一方的に「言語不通」を利用して談判を先延ばしにしているわけではないといえる。しかし、上記の2つの事件はどちらもロシア側が起因である。それが未解決のまま先延ばしになるということは、日本側にとっては不都合であり、箱田奉行や支配向役人が心配した通り、「言語不通」が不利にはたらいたと言える。

本章の内容を踏まえ、この時期の樺太において重要な出来事であるルダノフスキーとマルガーソフの渡来・滞留（定住）時の日露の接触についてまとめる。言語が通じたルダノフスキーとは、「案内土人」や舟の借用、応接を目的として会話の機会が設けられていた。応接では、日本側の樺太進出のありかを伝える機会となったが、あくまでロシアの建築への対応であったといえる。国境画定を優位に進めるといっても、現状維持のためと解釈できる。

マルガーソフ一行とは、「言語不通」により互いの言語を教え合うという友好的な場面が見られた。一方で、「言語不通」を理由にロシア側が起こした事件を解決することができず、応接や交渉という場面では、「言語不通」は日本に不利であったと言える。

おわりに

本稿では、幕末・維新期の樺太を資料群から検討することを課題とし、『大日本古文書 幕末外国関係文書』から「対樺太資料」という資料群を抽出し、

66 前掲注13資料47巻7号

記録・調査をもとに当時の樺太観の一端を考察することを試みた。「対ロシア資料」と同様に「対樺太資料」においてもロシア関係の文書が多く収録されているが、「対樺太資料」は日本国内での日露の国境画定交渉よりも、樺太現地にいる箱館支配向役人からの樺太政策の報告や、日露接触を含むロシア人の動向についての記録・調査が多くみられるという特徴がある。はじめは「夷人教育」が主眼であった「取締」も、ロシアを意識して「御国地附属」であることを証明するためのものに变化していった。そして、ロシア人渡来・滞留の「取締」として、「越年」するようになる。「越年」先はロシア人が滞留（定住）している地域付近であった。

このように当時の樺太では、ロシアを強く意識し、ロシア人との接触を想定した政策が展開されていた。言語が通じた応接では、ロシア側の拠点拡大に対して日露和親条約をもって抗議しているが、結果的には仮小屋の建設を許してしまう。樺太現地での箱館支配向役人とロシア人の交渉・応接が、互いの領地確定につながることはなかった。むしろロシア側との接触は、「言語不通」によってロシア側が起こした事件を未解決のまま先延ばしにすることとなり、支配向役人らが心配したように、日本側には不利な要因となった。それでも接触を辞さない政策を展開したのは、国境画定を優位に進めるためではなく、あくまでロシアの南下防止のためだったのではないかと考える。そのため、「越年」をパフォーマンスとして行い、ロシア人拠点付近に役人が駐在していたのだろう。よって幕末・維新期、特に本稿で扱った安政4年（1857）から文久元年（1861）までの樺太支配向役人の使命は、ロシアの南下に対して、拠点を対峙させて食い止めることであり、それが当時現場にいた樺太支配向役人の樺太観だったのではないだろうか。

参考引用文献一覧

- ・『幕末外国関係文書』1巻～53巻
- ・小川琢治『日本地図帖』（成象堂、1924年）
- ・『東京大学史料編纂所要覧』（東京大学史料編纂所、1954年）
- ・『新北海道史 第二巻 通説一』（北海道、1970年）

- ・杉村武『近代日本出版事業史』（出版ニュース社、1967年）
- ・照井壮助『天明蝦夷探検始末記』（八重岳書房、1974年）
- ・和田春樹『開国一日露国境交渉』（日本放送出版協会、1991年）
- ・秋月俊幸『日露関係とサハリン島—幕末明治初年の領土問題—』（筑摩書房、1994年）
- ・菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』（雄山閣出版、1994年）
- ・麓慎一「幕末の樺太における領土問題と場所請負商人—クリミヤ戦後の樺太開発を中心に—」（『場所請負制とアイヌ—近世蝦夷地の構築をめざして—』北海道出版企画センター、1998年）
- ・『東京大学史料編纂所史史料集』（東京大学出版会、2001年）
- ・児島恭子『アイヌ民族の研究—蝦夷・アイヌ観の歴史的変遷—』（吉川弘文館、2003年）
- ・東俊佑「サハリン島をさす呼称—「カラフト」の語源に関する覚書—」（『アジア史文化研究』第3号、2003年）
- ・東俊佑「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政策」（『北海道・東北史研究』第2号、2004年）
- ・東俊佑「北蝦夷地における直捌場所の展開と越後差配人の漁場開設」（『北海道開拓記念館研究紀要』第37号、2009年）
- ・生田美智子『外交儀礼から見た幕末日露文化交流史』ミネルヴァ書房、2008年
- ・『天明の蝦夷地から幕末の宗谷』（稚内市、2009年）
- ・伊藤一哉『ロシア人が見た幕末日本』（吉川弘文館、2009年）
- ・関根達人「場所図・古地図にみる1850年代の樺太（サハリン）島における先住民族と国家—目賀田帯刀筆「北海道歴検図」の検討を中心として—」（『北海道・東北史研究』第8号、2012）
- ・榎森進「『日露和親条約』調印後の幕府の北方地域政策について」（『東北学院大学論集 歴史と文化』52号、2014年）
- ・及川将基「日露領土交渉のなかの「是迄仕来」—一条約文の解釈と領土観—」（立教大学『史苑』第65巻、2014年）
- ・清水憲朔「日本の開国過程の再検討—村垣範正の『公務日記』から見る幕府の外交政策」（『研究紀要』第24号、市立函館博物館、2014年）
- ・東俊佑「日本前近代サハリン・樺太史研究の動向：1264-1867」（『北方人文研究』第13号、2020年）
- ・東京大学史料編纂所データベース（<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>）
- ・東京大学出版会 HP（<http://www.utp.or.jp/>）